

事実婚のヒターノ未亡人が寡婦年金の
支給を拒否された事例にみる間接的差別
——スペイン憲法裁判所 2021 年 1 月 25 日
判決の問題点——

青 砥 清 一*

Indirect Discrimination in the Case of
Refusing to Pay a Widow's Pension to a
Gitano Widow of a Common-Law Marriage:
Problems of the Judgment of the Constitutional
Court of Spain of January 25, 2021

AOTO Seiichi

Abstract:

This paper examines from the viewpoint of the principle of equality the problems of the Judgment of the Constitutional Court of Spain of January 25, 2021, regarding the case in which a *Gitana* (Rome woman in Spain) married in accordance with the traditional marriage ritual of the Gitano people was refused to receive the widow's pension.

Given the history of ethnic and sexual discrimination against Gitano people, requiring legal proceedings to make a formal marriage by registering a common-law marriage as a condition for widows' pension would create a disproportionate disadvantage and an indirect discrimination to the Gitano community.

It can be an act of injustice to reject the payment of the widow's pension simply due to inadequate formal procedures from the principle "ignorance of the law is no defence", without considering the economic and educational circumstances of the plaintiff, a socially vulnerable person.

Although the Gitano's marriage ritual draws attention to the peculiarity of "proof of chastity", we must not forget the fact that the wedding itself traditionally begins in the Catholic Church. The legal effect of Gitano's marriage ritual may be equally

* 神田外語大学 外国語学部イペロアメリカ言語学科 教授

recognized as being similar to the church marriage of other Spanish Catholics.

キーワード: ヒターノ、寡婦年金、平等原則、間接的差別、純潔の証明

1. はじめに

本稿は、スペインにおいて民族の伝統儀礼に則り結婚したヒターノ¹⁾女性が寡婦年金の支給を拒否された事件に関するスペイン憲法裁判所 2021年1月25日判決の問題点を平等原則の見地から検証する。

スペインにおいて民族的差別を受けてきたヒターノの歴史と現状を概観した上で、本事件の第一審から上告審までの一連の判決を考察し、そして過去の類似する事件に関するヨーロッパ人権裁判所判例、および本事件に関する報道資料に照らし、本判決における間接的差別の存在を明らかにする。

2. ヒターノ差別の歴史

ヒターノの起源は、インド北部パンジャブ地方にある。西暦800年から950年頃の間は西方へと移動を始め、1100年より少し後にヨーロッパに到達したと考えられている(ハンコック, 2005: 25)。

ヒターノが初めてイベリア半島に足を踏み入れた時期は、最古の文書記録によれば1425年と推定される。同年1月12日、「小エジプトのヨハネ伯爵」率いる一行に対し、アラゴン王国から通行許可状が交付されている。さらにヒターノの集団がアラゴン王国に移住した記録として、同年5月26日、「エジプトのトマス伯爵」から盗まれた犬の返還を執行するよう要請する勅状が、国王アルフォンソ5世からアラゴン裁判所に下付されている(Ministerio de Cultura y Deporte ウェブサイト)。

その後ヒターノは、キリスト教の社会規範に適応しようとしないと非難され、イベリア半島中において迫害を受けた。ついにはカトリック両王から1499年3月4日に追放令が発せられ、通行許可証は効力を失った。その後の法規定によりヒターノは、イベリア半島からの追放を免れる代わりに

事実婚のヒターノ未亡人が寡婦年金の支給を拒否された事例にみる間接的差別

定住を強制された (Ministerio de Cultura y Deporte ウェブサイト)。それからおよそ 500 年の歳月を経てヒターノは、スペイン社会の周縁において固有の伝統文化を維持しつつ、その地に土着化した。

土着化の過程においてヒターノは、異端審問所による迫害、フェルナンド 6 世による一斉摘発 (la Gran Redada, 1749)、フランシスコ・フランコ独裁政権 (1939-75) 下における民族的差別や同化政策への服従を強いられ、これらに抵抗してきたのだが、同時にスペイン人として、その土地に愛着を持ち続け、国民国家の形成に参加してきた。久野 (2009:147) が 2008 年ヒターノに行ったインタビューでは、「どういう点で自分がスペイン人と感じるか?」との問いに対し、「われわれは、全てのスペイン人が持っているのと同じ権利と義務を持っている」(30 代修道女)、「1978 年の憲法によってスペイン人である」(30 代物売り男性)と答えている。彼らはヒターノ民族に属すると同時に、スペイン人として法的責任感と国民的アイデンティティを併せ持つ。

ヒターノのスペインへの土着化が最も顕著にみられる点は、言語と宗教であろう。ヒターノの第一言語はスペイン語である。氏名についても多くの者は一般のスペイン人名と変わらない。それと引き換えに、ロマ民族古来の言語 = ロマニ語²⁾は、ほとんど用いられていない。なお、その口語変種 = カロー (caló) は維持されている (Lacho dives 「おはよう」、Devleça 「さようなら」、Nais tuqe 「ありがとう」 etc.) が、ヒターノがスペインに土着化したことを象徴する別の言語現象として、アンダルシア地方等においてカローの語彙が隠語・俗語としてスペイン語に借用されている: chaval 「子ども」、chungu 「冗談」、jamar 「食う」、perné 「お金」 etc. (寺崎, 2011: 263)。

ヒターノの大半は、他のスペイン人と同様、カトリック信者である (近年はプロテスタントのペンテコステ派信者が増えている)。ヒターノ信徒会は 1753 年に設立され、1815 年にスペイン国王フェルナンド 7 世から「Real」(国王 Rey の形容詞) の称号を与えられている (La Hermandad Sacramental de los Gitanos ウェブサイト)。ヒターノは、カトリック教会から歴史的に容認されてきた。

ロマは一般に「放浪の民」の印象をもたれるが、スペインのヒターノは、

生活様式の近代化に伴い、伝統的な移動生活を捨て、都市郊外に定住する者が増えている(八嶋, 2007: 22)。主な居住地は、マドリード、バルセロナ、セビリヤ、グラナダ、バレンシア、サラゴサ、ムルシア等の大都市であり、特にアンダルシア州、バレンシア州、カタルーニャ州に集中している。現在スペインには総人口の約1.5%に当たる725,000～750,000人のヒターノが居住している(Ministerio de Sanidad, Consumo y Bienestar Social ウェブサイト)。

その一方、独自の生活習慣、掟、死生観を保持するヒターノ・コミュニティも存在する。家族・家系を重んじ、親族が集まって大所帯で暮らし、一族を形成する。伝統的にヒターノにとって婚姻は、一族に関わる事柄である。家長である父親が相手方の家柄等をみて娘の結婚相手を決める。ヒターノでない者(パジヨ payo)との結婚は禁じられる。後述するように、新婦が処女であることを証明する伝統的結婚儀礼(いわゆる「純潔の証明」prueba de virginidad)も一部にみられる。

そのようなヒターノの文化的独自性は、無知で低俗なメディアや娯楽産業によって歪められ、「放浪」「自由気まま」「泥棒」「物乞い」といったステレオタイプなイメージが増長された。さらに、褐色の肌を醜悪とするヨーロッパ的な固定観念も重なり、ヒターノは嫌悪され、偏見と差別を受けてきた。2005年に社会学研究センター(Centro de Investigaciones Sociológicas, 2005)が実施した調査によると、40%を超えるスペイン人がヒターノを隣人に持つことに「大いに迷惑」と答え、さらに4人に1人のスペイン人が、自分の子どもがヒターノの子どもと同級生になることを望んでいない。また、2014年に発行されたスペイン王立言語アカデミー辞書第23版では、「gitano,na」の欄に「詐欺やペテンを働く者」(que estafa u obra con engaño)との語義が掲載されていた。これがヒターノに対するステレオタイプ的な差別表現に当たるとして改訂を求める意見が、「多様性のためのヒターノ・フェミニスト協会」(Asociación Gitanas Feministas por la Diversidad)、「ヒターノ財団事務局」(Fundación Secretariado Gitano)等から出た(かかる要望を受けて2020年に更新された電子版では問題の語義が削除された)。このような差別と嫌悪を受け、スペイン社会から孤立し排除されてきたヒターノが、

事実婚のヒターノ未亡人が寡婦年金の支給を拒否された事例にみる間接的差別

社会保護制度（教育、住居、雇用、保険、社会サービス等）を利用したり、公的生活に平等に参加したりすることは難しかった。

スペイン政府は、ヒターノの生活向上、平等な市民権の保障、差別の撲滅に向けた取り組みとして、1989年に『ヒターノ開発計画』（Programa de Desarrollo Gitano）に着手し、2005年には『ヒターノ民族国家評議会』（Consejo Estatal del Pueblo Gitano）を設立した。その後も『スペインにおけるヒターノ民族の社会的包摂のための国家戦略 2012-2020』（Estrategia Nacional para la Inclusión Social de la Población Gitana en España 2012-2020）を実行している。これらの政策により、30年前は学校に通うヒターノ児童は少なかったが、今日95%の子どもが学校教育を受けている（El País, 2018）。大学進学率はまだわずか2%に過ぎないが、卒業後に弁護士、教師、医師、IT技術者等になる若者も増えている。

とはいえ、ヒターノの生活基盤は相変わらず脆弱であり、37%が路上販売に従事している（El País, 2018）。2018年におけるヒターノの失業率は男性47%、女性60%にも達し、スペイン全体の失業率（男性13%、女性16%）の3倍を超える（Fundación Secretariado Gitano ウェブサイト）。いまだに差別や偏見を受けているヒターノがスペイン社会において職を得るのは依然容易なことでない。そのうえヒターノ女性は、伝統的な父権社会において10代半ばから妻と母親の役割を担わされるため、他のスペイン人女性にはないジェンダー格差を強いられている。

3. 第一審判決

ホアキナ・コルテス・コルテス（原告）は、共同生活を営んでいたパートナーが死亡した後、スペイン国家社会保障院（Instituto Nacional de la Seguridad Social, 以下 INSS と記す）に寡婦年金の支給を求めたが、INSS により却下されたため、2014年11月14日、INSS を相手取り訴えを提起した。

2015年10月13日、ハエン地方裁判所社会部第4法廷は、下記の理由により原告の訴えを棄却した。

1) 2014年9月12日、INSS は、原告の求める寡婦年金の支給を拒否する旨の決定を下した。その理由は、社会保障一般法（Ley General de la Seguridad

Social, 以下 LGSS と記す) 第 174 条第 3 項の規定³⁾に遵い、パートナーの死亡する前の少なくとも 2 年間事実婚カップルとして正式に婚姻関係を結んでいなかったことによる。

2) 原告は、1994 年 5 月 18 日、ヒターノの慣習に則り故ホセ・フェルナンデス氏と婚姻を結び、2014 年に同氏が死亡するまでの少なくとも 15 年間に共に暮らした。なおスペイン当局は、ヒターノの儀礼に従い結ばれた婚姻について婚姻の効力を認めていない。

3) 事実婚カップルとしての結婚の登録は行われていない。

4) 原告と故人は 5 人の子を儲けたが、各出生届には両親が独身者として記載されている。そのうちの一つの備考欄には「両親は当該子を私生子として認めるとともに、当該子を受胎したときに婚姻を結ぶ法的能力を有していたことを自らの責任をもって正式に宣言する」と記載されていた。また別の出生届には、「両親間には婚姻関係が存在せず、娘は婚外子である」、「婚姻関係は存在しないが、両親は出生を届け出た娘を実子として認める」と記されている。

5) 原告と故人は家族手帳に「独身者」として記載されている。

ハエン地裁は、寡婦年金の受給資格が LGSS 第 174 条第 3 項の定める様式にカップルが登録されていることを要件に発生するとして、原告がこの要件を満たしていないと判断した。また、この規定の趣旨は、新しい家族の実態に社会保障法制を適合させることにあるが、そのことは無条件に寡婦年金に拡張されることを意味しないとして、事実婚カップルといえども寡婦年金を受給するには、法律の定める公的な記録に登録するか、または公的文書を通じて事実婚が成立していることが求められると判示した。

4. 控訴審判決

2016 年 4 月 20 日、アンダルシア高等裁判所社会部法廷は、第一審判決を破棄し、原告の寡婦年金受給権を認める判決を下した。判決理由の要旨は次の通りである。

たとえ家族手帳に原告と故人が独身者として記載されているとしても、ヒターノの儀礼に基づき結ばれた婚姻の効力に関する原告の善意を否定す

事実婚のヒターノ未亡人が寡婦年金の支給を拒否された事例にみる間接的差別

るには足りない。子どもたちの出生登録において、届出をした配偶者は私生児として親子関係の認知をしており、市の担当職員がその届出を受理し、家族手帳が交付されている。これは、公的機関の前で夫婦として認知されていることについて原告側の明確な意思を裏付けるものである。

その上、弱冠15歳で結婚するという、スペインの一般社会とは大きく異なる社会的・文化的コミュニティのなかで結婚式を催し、パートナーとは生前少なくとも15年間を夫婦として共に暮らした。寡婦年金を将来受け取る資格を得るという目的のため、それほど長きにわたり夫婦として偽装したと解することはできない。したがって、寡婦年金の支給を拒否することは、民族的・文化的な理由による差別に相当するといえると判断された。

INSSと社会保障財務局(Tesorería General de la Seguridad Social)は、アンダルシア高裁の判決を不服として最高裁判所に上告した。

5. ムニョス・ディアス対スペイン

ここで、本件の類似事例としてヨーロッパ人権裁判所(European Court of Human Rights, 以下ECHRと記す)2009年12月8日判決を取り上げたい。原告ムニョス・ディアス氏はスペイン国籍のヒターノ女性である。同じくスペイン国籍のヒターノであったパートナーと生活を共にし、パートナーの死亡後に寡婦年金の支給を求めたところ、これを拒否された。その理由は、スペインの法律に違反して正式に結婚していなかったことによる。

原告とそのパートナーも共にヒターノであり、本件と同様にその民族固有の儀礼に則り結婚した。6人の子を儲け、皆家族手帳に登録されている。結婚当日から、社会保障に加入していたパートナーが死亡する日まで19年間を共に暮らしていた。故人の所持していた家族手帳には、原告が妻として、6人の子供たちとともに記載されていた。

そのことを受けてECHRは、原告が結婚の事実について善意であることをスペイン当局は否定しておらず、また、ヒターノ・コミュニティの伝統的な結婚儀礼についてその集団的信条を軽んじることはできないと論じた。

その一方で ECHR は、ヒターノの脆弱性に言及し、当局はそのニーズと固有の生活様式に対して特別の配慮を示さなければならないと理解しつつも、そのようなマイノリティに属しているからといって、結婚に関する法律を尊重する義務は免れないとした。

ECHR は、原告が結婚の条件に関して抱いていた確信が、妻の条件、特に婚姻の効力に関する原告の善意を生む外見を創出し、社会保障制度加入の文書を認めた当局の態度によって補強されたことは疑いの余地がないとした。つまり当局により妻の身分が公的に認められたことは、原告が故人の妻としてみなされるべき合理的な期待を持つことを正当化するのだから、原告には寡婦年金を受給するための配偶者の条件を満たしていると認めなければならないとした。

ECHR は、ヨーロッパ人権条約 (Convenio Europeo de Derechos Humanos, 以下 CEDH と記す) 第1議定書第1条に関連する CEDH 第14条 (差別の禁止) に関する訴えを認容する際、当該事件の特殊な状況により不平等な待遇が生じたことを強調した。その一方、CEDH 第12条 (婚姻に関する権利) に関連する第14条違反については訴えを斥け、ヒターノの結婚儀礼が原告の請求する民事的効力を生じないとするのは差別の禁止に反しないと判断した。即ち、この ECHR 判決の基礎は、あくまで原告の善意にあるとした。

ECHR によれば、平等原則はあらゆる場合における平等な法的待遇を含むわけでない。特定の事柄に関する不平等な法的待遇が全てスペイン憲法第14条 (法の前の平等) 違反になるわけではなく、同等とみなし得る状況において、客観的かつ合理的な正当性がなく、差別をもたらす場合の不平等をいう。平等原則においては、同等の条件において同等の法的効力が生ずることが求められる。したがって、恣意的または合理的な正当性を欠くと判断される差別が禁止されるのである。

要するに、平等原則が禁止していることとは、一般的に認容されている基準または価値観によれば客観的かつ合理的に基礎付けられない欺瞞的または不当な不平等をいう。憲法上、待遇の差異が合法であるには、差異から派生する法的な結果が、常軌を逸したものとならないよう、期待される

事実婚のヒターノ未亡人が寡婦年金の支給を拒否された事例にみる間接的差別

目的との均衡性が保たれている必要がある。言い換えれば、平等原則において求められることは、待遇の差異が客観的に正当化されるだけでなく、実際に講じられた措置、それにより創出された結果、および期待される目的との均衡性が厳格に保たれていることである。

スペイン憲法における差別の禁止は、差別事由の閉じられたリストを設定することでなく、公権力の行為や社会的慣行により、スペイン憲法第10条第1項の認める人間の尊厳に反して特定の国民を不利益な状況に置いているという、歴史的に根の深い特定の差異を明白に禁止することをいう。

過去の判例基準に沿って考慮すべきことは、原告の被った損害が生活様式に特別な配慮を要するヒターノ民族に属していることに起因するか否かということである。この問題は、スペイン憲法第14条第2項の規定する差別禁止の範疇に入り得る。スペイン憲法裁判所は、寡婦年金を受給するための法的要件としての有効な結婚について、立法府が寡婦年金支給を夫婦同居が推定される場合に制限しても差別には当たらないと判断している。というのは、寡婦年金の受給資格が社会保障法規において生存配偶者のニーズおよび経済的依存の実情や、生存配偶者が無職で故人に扶養されていた事情等に厳密には条件付けられないことに照らし、社会保障制度の形成、および社会的ニーズに対応するため制約された財源を管理する際の社会経済的状況の評価について、立法府は広範な自由裁量を有するからである。スペイン国民は、結婚する権利の行使に関して法律婚と事実婚を選択することができるが、両者は立法府の裁量により法的待遇が異なる。事実婚は法的に保障された制度ではなく、その成立において憲法上明白な権利でない。立法府は、法律婚と事実婚の選択から生ずる結果に関して区別する権限を有する。

スペインにおいてヒターノの慣習に則り結ばれた婚姻が民事的効力を伴った婚姻として立法府により正式に認められていないところ、法的に認められた何れかの結婚様式において故人との結婚が成立していなければ寡婦年金の受給が認められないとすることが、社会的または民族的な理由に基づいた直接的な差別に相当すると直ちに断じることはできない。

上記の理由からスペインの最高裁判所および憲法裁判所は、ムニョス・

ディアス対スペイン事件の ECHR 判例を直ちに本件に適用することはできないと判断した。

6. 法務省見解

スペイン法務省は、民族または人種による差別はないとする INSS 側の主張を支持する。スペインの法制度においてヒターノの結婚儀礼についてはスペイン民法(第49～52条)に基づく効力を有しないと認識しており、その理由は、宗教婚の効力に関してスペイン国とカトリック等宗教団体との間で締結されたような協定がヒターノ団体と結ばれていないことによる。

法務省は、ヒターノの結婚儀礼に対して民事的効力を与えないことによる差別は存在しないとした。上記の通り ECHR 判決は、事件の解決において原告の善意に帰因する効果は格別、ヒターノの結婚儀礼に民事上の効力を認めなくともスペイン憲法第14条にいう差別には当たらないと判断している。同条は、基本的人権として「結婚し家族を形成する権利」を保障するが、かかる権利の行使は、各 EU 加盟国の国内法により規制される。ヒターノの結婚儀礼は原告の期待する民事上の効果を生じない。それゆえ法務省は、寡婦年金受給要件としての結婚の効力に関する原告の主張は明らかに訴えの基礎を欠くとした。

さらに法務省は、次のような見解を述べた。全てスペイン人は、寡婦年金受給資格を取得するため事実婚を公的に認証されるには、民事婚を行うかまたは国により認められている宗教婚形式の一つにおいて婚姻を結ぶことのほか、事実婚を当局に届け出るか、または公文書を通じて事実婚関係を正式に構成しなければならない。この要件は、ヒターノであるか否かに拘らず中立的であるという。

伝統的なヒターノの結婚儀礼には、新婦に対して行われる「純潔の証明」が含まれる。これは性的差別に該当するように思われるが、ヒターノの儀礼により結婚した事実婚カップルがいる一方で、婚姻関係に結び付けられた家族の絆の重要性に関して同じ価値観を有するものの、「純潔の証明」を受け入れず、ヒターノの伝統儀礼によらず結婚し、結婚生活を営ん

事実婚のヒターノ未亡人が寡婦年金の支給を拒否された事例にみる間接的差別

でいる事実婚カップルもいるので、両者の間に生じ得る差別を避ける必要があるとする。また、男女間の平等に反する儀礼を挙行した前者のカップルに対し寡婦年金を給付するならば、戸籍管理当局や公証役場に出向いて登録をする必要がなく事実婚カップルとしてみなされる一方で、同じ被差別マイノリティに属する後者のカップルには、登録の履行を強いることとなる。このような結果を回避しなければ、全ての女性のため憲法において定められている男性との平等原則をヒターノ女性が享受することの妨げになると意見する。

最後に、ムニョス・ディアス対スペイン事件のECHR判例を適用することに関しては、その決定理由が、ヒターノの結婚儀礼に効力を与えなかったことによる差別が存在したからでなく、原告の善意を考慮しなかったことによるものとしたが、本件とは決定的な違いがあるという。善意はヒターノの結婚の存在および事実のみに関連せず、むしろ国の当局を前にしたヒターノの結婚の効力に関するものであった。前者の事件においては、民事上または宗教上有効に結ばれた婚姻と同じ寡婦年金を受給する合理的な期待が当局によって創出されたが、本件はそうでなく、原告は独身者として登録され、その子供たちも婚外子と記録されている。したがって、国が原告に対し寡婦年金受給資格を取得するための合理的な期待を抱かせたとは考えられず、権力の濫用または不当な差別的待遇により支給を拒否したとも解されないという。

上記の理由により、法務省は控訴審判決を破棄すべきとの見解を示した。

7. 最高裁判所・憲法裁判所判決

要旨

2018年1月25日、最高裁判所社会部法廷は、下記の理由により控訴審判決を破棄し、被上告人の請求を棄却した。

1) ヒターノの儀礼に基づく結婚は、事実婚の登録または公的身分証と同一視することはできない。公文書(家族手帳および出生記録)には、当該

カップルが独身であること、およびその子どもたちが婚外子であることが明記されている。家族手帳は、婚姻および親子関係を証明する公文書であるが、事実婚の存在を証明するものではない。本件においては法的要件が満たされていないことから、第一審と異なる結論に達する余地はない。また、ECHRはムニョス・ディアス事件について、ヒターノの結婚儀礼に法的な効果を認めてなく、ただ一般的な期待および包括的な善意を認めたに過ぎない。

2) LGSS 第174条第3項の規定は、民族的観点からみて中立的であり、いかなる民族的な含意もない。たしかに同条項は、あらゆる法規定において常に望まれる明確さを欠き、法技術的な欠陥があるのは否定し難い。とはいえ、そこで表現されている条件は、安定したカップルの構築に関する証拠を定める立法者の意図を妨げるものではない。

3) かりに原告の主張を認めれば、文化的理由と同様に尊重されるべき思想的理由により事実婚カップルとして成立しなかった人々が不利な状態に置かれ、憲法第14条に反することとなる。

4) 現存する多様な民族的・文化的マイノリティの脆弱性に配慮し、民族的・文化的多様性が反映され得る様々な場面において法律の適用を除外するならば、法的な安定性および規範の統一性を著しく害することになる。

5) ECHRがヒターノの結婚儀礼に法的な効果を付与せず、一般的な期待および包括的な善意を認めたに過ぎないことから、本件においては、憲法第14条が「未分化による差別」(discriminación por indiferenciación: 不平等な前提条件を解消するための待遇の分化がなされていないことによる間接的差別)を射程に含めないとする憲法裁判所判決69/2007の法理が採用されなければならない。

以上の理由により、最高裁判所は控訴審判決を破棄し、原告を敗訴とした。憲法裁判所もまた2021年1月25日判決において、この最高裁判決における憲法第14条違反を認めず、原告の上訴を棄却した。

人種または民族的理由による差別について

スペイン憲法裁判所は、ヒターノの慣習に則った結婚と、正規の手続き

事実婚のヒターノ未亡人が寡婦年金の支給を拒否された事例にみる間接的差別

に則った結婚を同等に扱わなかったことに由来する、人種的または民族的理由による直接的な差別待遇の存在を認めていない。事実婚の行政機関への届出または公的書類において正式な記載のあることが寡婦年金受給の要件とみたからである。

本件において原告が寡婦年金の支給を拒否されたのは、本人の自由意思により上記の届出ないし登録を履行しなかったからであり、したがってヒターノに対する直接的な差別には当たらないと判断された。だが、事実婚の正式化規則の適用に関する中立性は、ヒターノについてはその歴史的事情により不利益が生じ得る。原告側は、ヒターノが格別に不遇で脆弱なマイノリティであり、特別な保護が必要であること、ならびに家族および親族に強く結びついた伝統的に堅固なコミュニティ構造を有することに鑑みて、その独自の儀礼を通じた結婚および長年の共同生活の証明により、法律の定める受給要件を満たすことが十分に保証されると主張する。

本件において留意すべき重要な論点として、形式的に中立で直接的には差別的でない規範が、保護対象とされるマイノリティ集団に不利益な効果を及ぼし、その規範の解釈または適用において不利益な影響や結果を引き起こし得るという間接的な差別の問題がある。

間接的差別の禁止は ECHR 判例により構築されてきた概念である⁴⁾。原告は、伝統的儀礼を踏襲するヒターノが法的に規定された手段により共同生活を認定されないがゆえに、形式的には平等であっても一見合理的な不平等とみなされ得る待遇により不利益な差別的影響を受け、不平等かつ不利益な結果に甘んじていると主張した。

それに対してスペイン憲法裁判所は、法規範において待遇に関する形式的な不平等は存在せず、寡婦年金受給資格の認定に関する規定においては民族的理由による差異はないと判示した。事実婚が認定されない同じ状況においては、ヒターノのカップルと同様に、要件を満たさなければ、他のいかなるカップルに対しても寡婦年金の支給は否定される。だが、待遇において形式的に中立な規範の解釈が、ヒターノ民族に属しているがゆえに共同生活者に不利益な影響や結果をもたらすならば、当然に基本的人権の侵害として判断されなければならない。つまり、法規範が他の共同生活形

態に対して民族的観点から中立的な立場で結婚の民事的権利を保障するだけでなく、社会保障の給付にかかる効力を与えたとしたときでさえも、要件の不適合により寡婦年金の給付が認められない場合においてヒターノ民族の構成員に対して特定の不利益な影響をもたらすような、何らかの民族的排除に関する言外の意味または特定の質的もしくは量的な損害があるならば、それは不当であろう。

ムニョス・ディアス事件と本件の違い

ECHRにより考慮された原告の善意に関する基準は本件においては採用されなかった。原告と生前パートナーは、本件と同様、ヒターノ・コミュニティに属し、その固有の儀礼にしたがい結婚し、複数の子を儲け、家族手帳を有し、結婚した日からパートナーの死亡日まで長い年月共同生活を送ったのだが、本件においては、原告が結婚の効力に関する善意を基礎付ける客観的要素を欠いており、寡婦年金の受給を認められる方式をどれも意図的に採らなかったがゆえに、共同生活としての結婚も正式なものとされなかった。ヒターノ固有の儀礼と伝統に則り結ばれた婚姻の法的な有効性についてもまた、当該コミュニティに対しその民事的効力を明確に許諾していない国内当局から認められなかった。加えて、行政が原告の結婚の存在および効力を認めた証拠は何もなく、むしろ身分証明書類には、寡婦年金にかかる原告の身分は未婚者であり、二人で儲けた子供たちは婚外子である旨が記載されていた。

ムニョス・ディアス事件においてECHRが判示したように、スペイン憲法第14条の侵害を判断する際の均衡性基準として原告の善意は考慮されなかった。原告がスペイン法により法的効果を認められていない儀礼により婚姻を結んだ際、当該結婚が法的効力を欠くことを原告が認識していたと憲法裁判所において判断されたのである。また、寡婦年金受給資格を認定するための法規定において要求される手続きに則り事実婚の関係を正式のものとしなかったことが本件の判決理由として強調されたこともムニョス・ディアス事件の場合と異なる点である。

事実婚のヒターノ未亡人が寡婦年金の支給を拒否された事例にみる間接的差別

反対意見

反対意見は、LGSS 第 174 条第 3 項の規定が中立的であるとしても、ヒターノ民族は、その伝統の特徴により格別に悪影響を受け得ることから、間接的な差別を認定することができるかと主張した。そのようなヒターノに対し、法律により規定された方式に基づき事実婚カップルとして要件の履行を求めることは、余剰的かつ不必要な措置であるとの立場をとる。

少数意見は、ヒターノに対し法規範を適用しない余地はないものの、民族的マイノリティの尊重に即した一つの解釈として、現に有効な共同生活が維持されている事実が確認され、結婚した夫婦として議論の余地のない実態があるならば、柔軟に法律を解釈してよいとする。そして、控訴審判決と同様、人種的・民族的差別を受けない権利を侵害するものと解した。

ヒターノは、伝統文化に根付いており、コミュニティの構造が堅固で、家族・親族と強く結びついている。ヒターノ固有の儀礼を通じて本件カップルは結婚して以来、パートナーが死亡するまで共同生活を営んでいたことは明白に証明可能である。結婚儀礼が法的に効力を有しないことは別にして、本件カップルがその他あらゆる夫婦と同様に夫婦の関係を継続してきたことについて確信しているのは明らかである。したがって、2009 年 12 月 8 日判決において ECHR の配慮した善意は、本件においても留意すべきであり、本件カップルの事実婚が形式的な登録を通じて保証されることを求めなくてもよく、それは余分に不必要であるとした。

さらに反対意見は、ヒターノ民族が特に不遇で脆弱なマイノリティーであるから、その異質な生活様式に配慮して特別な保護が必要であると補足した。

8. 最高裁判所・憲法裁判所判決の問題点

ヒターノの結婚儀礼の法的効力

最高裁判所および憲法裁判所は、法務省見解と同様、ヒターノの結婚儀礼における「純潔の証明」を受け入れるか否かで、原告と同じ立場にいるヒターノの事実婚カップルに対する待遇に差異が生じるのは憲法第 14 条

に違反するとした。

Berenguer Albaladejo (2010: 157) は、次の理由から、ヒターノの結婚儀礼に則った婚姻に法的効果を認める必要はないと論じている。一つは、それを認めることにより、近い将来、スペインに居住する他のマイノリティ集団の慣行・慣習に関して同様の問題が再発することが想定されるからとする。今一つは、古来の結婚儀礼が法的に認められることをヒターノ自身が望んでいるかどうか不明であるという。即ち、かかる法規化はヒターノが国の定める要件に服することを含意し、ヒターノが一定の法的責任を受容しなければならないからである。

「純潔の証明」については、白いハンカチを女性器に挿入し血痕の有無を確かめるといふ、肉体的苦痛を伴う行為に対する批判があるが、ヒターノ財団事務局によれば、それはいわゆる都市伝説であり、実情から大きく乖離しているという。たしかに「ハンカチの証明」(prueba del pañuelo) は存続しているが、純潔を証明するのに血を採るようなことはない。実際の方法は、ヒターノ・コミュニティの名士である「女性調停人」(ajustaora) が新婦の女性器に触れ、処女膜が無傷であるか否かを目視するものであるが、出血を伴うことはない (La Verdad, 2006)。このような儀礼を行うのはヒターノが伝統的に未婚女性の純潔を重んじるからである。文化には優劣や絶対的な価値はなく、相対的なものであるから、民族独自の文化に対して異民族が自己の価値観に基づき非難するのは当を得ない。

近年のヒターノ女性が伝統的な儀礼に則り結婚しないのは、その「純潔の証明」を避けたいからでなく、ヒターノの伝統として一族を招待する大披露宴が経済的に大きな負担 (少なくとも 18,000 ユーロの費用がかかる) になるからである (La Verdad, 2006)。

また、ヒターノの結婚儀礼については、その特殊性から「純潔の証明」に人々の注目が集まるが、結婚式自体は伝統的にカトリック教会から始まるという事実を忘れてはならない (その後、披露宴、純潔の証明へと展開する)。前述の通りスペインに土着化したヒターノは、その大半がキリスト教を信仰している。ヒターノの結婚儀礼に対しても、他のスペイン人カトリック信者の教会婚に準ずるものとして、その法的効力が認められてよ

事実婚のヒターノ未亡人が寡婦年金の支給を拒否された事例にみる間接的差別
いのではないか。

結婚年

本件の憲法裁判所判決文 (Agencia Estatal Boletín Oficial del Estado, 2021: 2) によると、原告の結婚年月日およびパートナーとの共同生活年数について、「1994年5月18日、原告はヒターノの慣行と慣習に則り故人と婚姻を結び、故人の死亡以前少なくとも15年間故人と生活を共にした(拙訳)」(スペイン語原文: el día 18 de mayo de 1994, la recurrente celebró con el fallecido matrimonio conforme a los usos y costumbres gitanos y convivió con él al menos durante los quince años anteriores al fallecimiento) と記されている。

ところが、スペインの主要マスメディア (El País, 2021; Heraldo, 2021; RTVE 2021) は一様に結婚年を「1974年」と報じている。スペイン国営放送により放映された2021年のインタビュー映像 (RTVE, 2021) を見ても、原告は60代の高齢女性とみられる。おそらく原告の結婚した年は1974年が正しいとみてよい。

カップルの共同生活年数が15年と40年とでは倍以上の開きがあり、事実婚の実績を評価する際の重みが異なる。また、原告が寡婦年金の支給を請求したときの年齢が30代と50代では、専業主婦であった未亡人が夫の死後に生計を立てるため新たに職を探すに当たり、後者では極めて不利である。

寡婦年金は、遺族年金を受け取ることのできない妻のため、死亡した夫が受け取るはずであった老齢年金の一部が支給されるものである。多くのヒターノ女性は、前述の通り、民族的慣習により未成年のうちに結婚し、生涯家事労働に尽くし、概して教育水準が低く、一般社会から隔離され、労働市場に参加することが極めて困難な状況にある。たしかに寡婦年金の支給が厳密には生存配偶者の経済状況や職能の有無に条件付けられないとはいえ、民族的慣習に則り専業主婦として家事労働に長年従事してきた無職・無収入の高齢未亡人にとって、寡婦年金は夫の死後も最低限度の生活を維持するための生存権の保障を意味する。

原告が幼少期を過ごしたであろう1960～70年代は、上記の通り、現代

のようにヒターノ児童が学校に通うのが難しく、義務教育でさえ満足に受けられなかった時代である。おそらく1974年に弱冠15歳で結婚したであろう原告が、結婚儀礼の法的効力や事実婚認定手続きの法的な意味について適切に理解していなかったのは想像するに難くない。つまり原告は、当該結婚の法的効力について善意であったと言える。

スペインの裁判所が結婚年を1994年と認識した理由は定かでないが、そのような事実誤認に基づき言い渡された判決には強い疑義が残る。

9. 結びに代えて

2021年7月、原告ホアキナ・コルテス・コルテス氏は、憲法裁判所判決を不服としてスペイン政府を相手取りECHRに提訴した。提訴理由は、ヒターノ差別の歴史、ヒターノ女性の社会的役割、およびヒターノの教育格差に照らし、その社会経済的脆弱性を考慮しない間接的差別である。原告は、「いつでも夫と私は私たちの結婚が有効であると信じてきた」、「寡婦年金の受給が認められれば、所得の低い私にとって大きな救いになるでしょう」と述べ、その闘いが彼女自身と同じような境遇にある他のヒターノ女性たちにとって支えになると認識している(El País, 2021)。

2009年にムニョス・ディアス氏がスペインに勝訴した際、ヒターノ財団事務局は同氏を支援したが、この提訴においても原告をサポートしている。同事務局のクリティーナ・デ・ラ・セルナ氏は、「(スペインの)寡婦年金の法規がヨーロッパの人権基準に沿って見直される必要があり、夫が請求権を取得している限り、社会的に弱い立場にあるヒターノ女性が平等条件に基づき寡婦年金の支給を保障されるべきことは、これらの事件によって明白である」と語る(Fundación Secretariado Gitano, 2021)。

筆者は、ヒターノ女性の民族的・性的差別の歴史と現状を鑑みれば、寡婦年金の支給要件として事実婚の登録をもって正式な婚姻とする法的手続きを求めることは、ヒターノ・コミュニティに不相応な不利益を生ぜしめる措置であり、間接的な差別に相当すると考える。たしかに原告がスペイン国民であるからには国民の義務としてスペイン法に則り然るべき手続きを経るべきであったという意見もあるが、さりとてスペインが民主化する

事実婚のヒターノ未亡人が寡婦年金の支給を拒否された事例にみる間接的差別

以前のヒターノ民族には法律を知るための機会の平等が保障されていなかったため、そのような見解は本件においては当を得ない。社会的弱者である原告の経済事情にも教育事情にも一切顧みず、「法律を知らなくともその遵守を免れない」（スペイン民法第6条第1項）の原則から、単に形式的な手続きの不備を理由に寡婦年金支給請求を退けたのは、酷に失すと言わざるを得ない。

本件はECHRに論争の場を移し、再び審理に付されることとなる。その法廷において、ヒターノに対する差別の歴史と現状、ヒターノ女性のジェンダー格差、ならびに原告の正しい結婚年、事実婚の実績、およびパートナー亡き後の経済状況を遍く考慮した上、平等原則に基づき間接的差別を是正する観点から審理されるかどうか今後も注視したい。

注

- 1) 「ジブシー」という呼称は、近年のマスメディアでは差別的であるとして、「ロマ」(Roma)、「ロマ民族」(Romani People)という語が用いられている。「ロマ」は、自他の如何を問わずジブシーと呼ばれてきた人々を総称するものとして、国際ロマ連盟により公式に採用された(ハンコック, 2005: 25)。他方、スペインでは「ヒターノ」(gitano)が自他共に用いられ、NPO団体名(La Fundación Secretariado Gitano)、法律、マスメディア等において一般に使用されている。その語源はegiptanos「エジプトの人たち」(ただし現在のエジプトでなく、シリア、ギリシャ、キプロスあたりを指す)にある。「ヒターノ」(gitano)は、地域性や歴史性のない普遍的な総称としての「ジブシー」や「ロマ」と同義ではない(久野, 2009: 153)。したがって本稿では「ヒターノ」の呼称を用いる。
- 2) 「ロマニ語」(romani čhib)は、インド・ヨーロッパ語族-インド・イラン語派-インド語派に属する。話者数は500万人前後と推定されているが、ロマの人口(1200万~1500万?)と同様、その正確な数は不明である。ロマニ語には70前後の方言があり、ギリシア語、ベルシャ語、グルジア語、アルメニア語等からの借用語が多い。(角, 2021: 1)
- 3) LGSS第174条が改定された際、事実婚カップルが寡婦年金を受給する権利を得るための要件を定めている。加入、保険料および経済的依存状況に加え、次の2つの要件が設定された: (1) パートナーの死亡する直前まで、最低5年の継続期間をもって安定的かつ明白に同居していたこと(選挙人名簿登録証明書により証明すること); (2) 夫婦として同居していたことが公然の事実であり、パートナーの死亡する最低2年前に事実婚を届けていること(居住する自治州

または市の住民台帳等への登録)または公的書類に正式に記載されていること。

- 4) スペイン憲法裁判所は、憲法第14条にいう差別の禁止には直接的な差別とともに間接的な差別を含めて解釈している(1991年7月1日判決)。間接的な差別とは元来、性別による差別のケースとともに定義付けられてきたが、同判決においてさらに「個人的理由による」差別へと解釈が拡張した。それとともに、憲法により禁じられているその他の差別要因、とりわけ民族的または人種的な要因に関わる事件を裁定することも可能となった。

参考文献

- 久野聖子(2009)「ヒターノであり、スペイン人であること—ヒターノの土着性についての一考察—」『言語文化』12-1, pp.139-166.
- 角悠介(2021)「ロマ(ジプシー)の言語」神田外語大学多言語コミュニケーションセンター2021年6月4日講演会資料.
- 寺崎英樹(2010)『スペイン語史』大学書林.
- ハンコック, I. (著)、水谷驍(訳)(2005)『ジプシー差別の歴史と構造』彩流社.
- 八嶋由香利(2007)「ヒターノ(ロマ)」坂東省次、戸門一衛、碓順治(編)『現代スペイン情報ハンドブック改訂版』三修社, pp.22-23.
- Abolafia, R. (2016) “Una jiennense logra que su boda gitana tenga validez legal. La Justicia le da la pensión de viudedad negada por la Seguridad Social.” <https://www.diariojaen.es/jaen/una-jiennense-logra-que-su-boda-gitana-tenga-validez-legal-II1468028> (2021年8月8日閲覧)
- Agencia Estatal Boletín Oficial del Estado (2021) *Sala Segunda. Sentencia 1/2021, de 25 de enero de 2021.* «BOE» núm. 46, de 23 de febrero de 2021, Tribunal Constitucional. https://www.boe.es/diario_boe/txt.php?id=BOE-A-2021-2820
- Berenguer Albaladejo, C. (2010) “El principio de igualdad y no discriminación en relación con la pensión de viudedad y el «matrimonio gitano».” *Derecho Privado y Constitución*, pp. 109-162.
- Centro de Investigaciones Sociológicas (2005) *Barómetro de noviembre 2005.* http://www.cis.es/cis/opencm/ES/2_bancodatos/estudios/ver.jsp?estudio=5118 (2021年8月24日閲覧)
- El Mundo (2014) *La RAE se compromete a revisar la definición de 'gitano' tras hablar con representantes de la comunidad.* 2014年11月7日記事. <https://www.elmundo.es/espana/2014/11/07/545c8a31e2704ef8478b456f.html>
- El País (1977) *La prueba de virginidad, lo más importante en la boda gitana.* 1977年7月24日記事. https://elpais.com/diario/1977/07/24/sociedad/238543201_850215.html (2021年8月8日閲覧)
- El País (2018) *La realidad el pueblo gitano, en cifras.* 2018年10月10日記事. https://elpais.com/cultura/2018/10/10/television/1539170508_189986.html (2021年8月15日閲覧)
- El País (2021) *La batalla europea de Joaquina para que se le reconozca la pensión de viudedad.* 2021年8月9日記事. <https://elpais.com/sociedad/2021-08-09/la-batalla-europea-de-joaquina-para->

事実婚のヒターノ未亡人が寡婦年金の支給を拒否された事例にみる間接的差別

- que-se-le-reconozca-la-pension-de-viudedad.html (2021年8月16日閲覧)
- European Court of Human Rights (2010) *Case of Muñoz Díaz v. Spain (Application no. 49151/07) Judgment, Strasbourg, 8 December 2009, Final 08/03/2010*. https://www.legislationline.org/download/id/9089/file/ECHR_%20Case%20of%20Mu%C3%B1oz%20D%C3%ADaz%20v.%20Spain%202009.pdf (2021年8月8日閲覧)
- Fernández Bernat, J. A. (2018) “Capítulo XII. La Consideración de las parejas unidas por matrimonio gitano en relación con el acceso a la pensión de viudedad.”, F. Ortiz Castillo (ed.) *Protección a la familia y seguridad social hacia un nuevo modelo de protección sociolaboral*, Tomo II, pp.191–206, Murcia: Ediciones Lorum.
- Fundación Secretariado Gitano (2021) <https://www.gitanos.org/> (2021年8月11日閲覧)
- Heraldo (2021) *Una mujer gitana demanda a España ante el Tribunal de Estrasburgo por denegarle la pensión de viudedad*. 2021年8月2日記事. <https://www.heraldo.es/noticias/nacional/2021/08/02/una-mujer-gitana-demanda-espana-ante-tribunal-estrasburgo-por-denegar-la-pension-viudedad-1510460.html> (2021年8月12日閲覧)
- La Hermandad Sacramental de los Gitanos, <https://www.hermandaddeosgitanos.com/> (2021年8月17日閲覧)
- La Verdad (2006) *Los gitanos no renuncian al ritual del pañuelo Se mantiene como prueba de virginidad de la novia*. https://www.laverdad.es/albacete/prensa/20061119/cultura_albacete/tradicion-ancestral_20061119.html (2021年8月16日閲覧)
- Liegeois, J.P. & N. Gheorge (1995) *Roma/Gypsies: A European Minority*. Minority Rights Group. <https://minorityrights.org/publications/romagypsies-a-european-minority-october-1995/> (2021年8月11日閲覧)
- Ministerio de Cultura y Deporte, Gobierno de España, “Salvoconducto para un romaní (1425)”, *Archivos de la Corona de Aragón*, <https://www.culturaydeporte.gob.es/archivos-aca/actividades/documentos-para-la-historia-de-europa/gitanos.html> (2021年8月17日閲覧)
- Ministerio de Sanidad, Consumo y Bienestar Social (2021) *Población Gitana*. <https://www.msbs.gob.es/va/ssi/familiasInfancia/PoblacionGitana/home.htm> (2021年8月14日閲覧)
- RTVE (2021) *Una mujer gitana demanda a España ante el Tribunal de Estrasburgo por denegarle la pensión de viudedad*. <https://www.rtve.es/play/videos/telediario/pension-viudedad-gitana-demanda/6037629/> (2021年8月12日閲覧)